

## 1 大石美雪議員

- 1 泊原子力発電所と海底活断層について
- 2 過疎地域自立促進特別措置法の策定に向けて
- 3 一般廃棄物最終処分場・ゴミ焼却施設の移設について



### 1 泊原子力発電所と海底活断層について

私は、日本共産党岩内町議員団を代表して、質問いたします。

まず1つ目、泊原子力発電所と海底活断層について。

1995年の阪神・淡路大震災以来、日本は大地震の活動期に入ったとされていて、2007年には中越沖地震で柏崎刈羽原発が1号から7号機まで全号が運転停止になり、その地震動の見直しをして、北電は基準値振動をSsの550ガルに変更いたしました。

しかし、2009年10月、東洋大の渡辺満久教授らが、泊原子力発電所のある泊沖に海底活断層がある可能性を指摘し、マグニチュード7.5以上の地震を引き起こす恐れがあるとしています。

一方北電は、積丹半島西岸部の海成段丘に関する自社の評価の客観性を高めることを目的として、調査を実施いたしました。

そこで北電は、1つ目、道立総合研究機構・地質研究所資料（1980年代）の泊沖近くの撓曲（とうきょく）の存在は認めておりますか。

2、東京大学出版局が1991年に出した「日本の活断層」に掲載の、泊沖近くにある活断層を無いとしておりますが、その根拠は何でしょうか。

3つ目、渡辺氏らが泊や神恵内、珊内の海岸線に沿って海成段丘面が細長く分布しているのは、陸地が大きく隆起するような地殻変動が起きていて、活断層がある証拠としているのに対し、北電は約12.5万年前形成された海成段丘の分布標高に不連続及び系統的な隆起傾向は認められないとしていますが、この違いの要因はどこにあると思えますか。

次に、渡辺教授は泊村付近では洞爺火山灰に対比可能なバミス型ガラスを大量に含む風成層と褐色ローム層に覆われていると報告されていますが、今回調査した6箇所の中に滝の澗では古宇川左岸のように洞爺火山灰は確認されていますか。

また、他の4箇所でも洞爺火山灰は検出されておりますか。

また、北電が示している古宇川左岸では、海成段丘堆積物の下方が100mにつき3から4mの割合で山側に向かって高くなっている要因は何であると考えられますか。

また、北電が過去に行った地質調査はいつですか。

そして今度の調査で知り得たことや、前回との差異について報告を求めます。

4つ目、6月3日に発表したものは調査のとりまとめとしておりますが、地形調査、地表地質踏査、ピット調査、ボーリング調査の公表を求めます。

そして、自社の判断ではなく、北電と利害関係のない第三者機関による専門家の判断を求めることによって、信憑性を高めることが出来ると思いますが、どうですか。

5つ目、北電は、6月3日の調査を含めた当社の評価の妥当性について、今後国の委員会等において説明し、確認していただくと報告しています。

これは経済産業省の原子力安全・保安院が一次審査をし、次に内閣府の原子力安全委員会が二次審査をしております。

そして耐震設計の審査は、当初から日本電気協会の技術指針、JEAG4601が使われていて、これは自分たちが受ける審査に自分たちが基準を設けている事になります。

その結果、公正性や客観性が低く、産官学が深く結びついた構造になっております。

少なくとも、早急に原子力安全・保安院を経産省から分離独立させることが必要不可欠であり、世界の趨勢(すうせい)でもありますが、どのように考えておりますか。

6番目、6月14日の新聞報道によると、原子力安全・保安院は2009年度の原子力発電所の保安状況評価を新しい検査制度で行ったところ、53基中、基本検査に加え追加調査が必要とする原発が23基あり、その中で重要な課題が見いだされたものが21基もあるとのこと。

北電の泊原発1号機、2号機も追加調査が必要となっております。

その具体的な内容と、追加調査は5段階評価にしていますが、どのレベルに入っておりますか。

また、この新しい検査制度は、従前のものとどのように異なっておりますか。

## 【答 弁】

### 町 長：

1点めは、泊原子力発電所と海底活断層について、大きくは6項目にわたるご質問であります。

なお、1項めから4項めにつきましては、北電に確認した結果に基づき、お答えいたします。

1項めは、道立総合研究機構・地質研究所資料、1988年の泊沖近くの橈曲の存在を認めているかとのご質問であります。

当該資料について、北電が地質研究所に問い合わせたところ、「どの資料かは確認できないが、その当時の資料として橈曲のデータを掲載するとすれば、「日本の活断層」を引用するケースもあり得る」との回答があったとのことであります。

これにより、1項めと2項めを併せてお答えいたします。

泊沖近くの橈曲と東京大学出版会の「日本の活断層」掲載の活断層について、北電が「ない」とする根拠についてであります。

北電ではこれまで、泊発電所敷地周辺の陸域においては地形調査および地表地質踏査を、海域においては海上音波探査を実施し、耐震設計審査指針に照らして適切に評価を行っており、「日本の活断層」に記載されている「活橈曲(かつとうきょく)」についても、耐震設計上、考慮する活断層ではないと評価しております。

3項めは、東洋大学教授の主張に係わるご質問であります。

最初に、東洋大学教授の主張と北電の調査との違いの要因についてであります。

東洋大学教授らの地震学会の予稿集では、泊村付近から積丹半島、北北西方向に、約12万5千年前に形成された海成段丘面等の高度が上がり、約15kmの区間で30m以上も変化するとしており、この高度変化は、積丹半島西方沖に活断層を想定することによって説明できる可能性があるとしております。

一方、北電では、追加の地質調査の結果、泊村付近から神恵内村付近までの海成段丘堆積物、基盤岩等の分布により、約12万5千年前に形成された海成段丘の分布標高に不連続や系統的な隆起傾向は認められないことを確認しているとのことでもあります。

次に、洞爺火山灰の確認状況についてであります。

滝の澗や照岸、盃、古宇川右岸、珊内の4カ所においても、海成段丘堆積物または基盤岩より上の地層から、洞爺火山灰を確認しているとのことでもあります。

次に、海成段丘堆積物が山側に高くなっている要因についてであります。

海成段丘は、過去、海水面が高い時代に堆積または浸食により形成された平坦面が、海水面の下降および陸の隆起により、現在、陸に階段状の平地として残っている地形であります。

このことから、海成段丘堆積物上面および基盤岩上面の若干の標高差については、岩盤の硬さ等の浸食に対する抵抗性の違いなどが要因として考えられるとのことでもあります。

次に、北電が過去に行った地質調査と今回の調査内容および前回との差異についてであります。

北電では、これまでに泊発電所1、2号機の原子炉設置許可申請時、泊発電所3号機増設の原子炉設置変更許可申請時および耐震安全性評価時に、地質調査を実施しております。

耐震安全性評価では、泊村付近から神恵内村付近までの範囲において、地形調査、地表地質踏査等を行い、泊村付近から神恵内村付近までの約12万5千年前に形成された海成段丘の標高差はほとんどないと評価しております。

また、今回の追加調査は、この評価を高めることを目的に更なるデータの拡充を図るため、地形調査、地表地質踏査、ピット調査、ボーリング調査を行ったもので、泊村付近から神恵内村付近までの海成段丘堆積物、基盤岩等の分布により、約12万5千年前の海成段丘の分布標高に、不連続や隆起傾向は認められないことを確認しているとのことでもあります。

4項めは、追加の地質調査の結果公表と第三者機関による判断についてであります。

最初に、調査結果の公表についてであります。北電では、6月3日に追加の地質調査の結果を公表しております。

次に、第三者機関による専門家の判断を求めることにつきましては、北電としては、今回の調査結果を含めた評価の妥当性については、今後、国の委員会等において説明し、確認していただくことを考えているとのことでもあります。

5項めは、原子力・安全保安院の分離・独立についてであります。

現在、経済産業省では、同省から原子力・安全保安院を分離し、独立性の

高い原子力安全規制委員会を設置することについて、検討を始めていると伺っており、町といたしましては、より一層の原子力発電所の安全性向上を図るという観点から、今後とも、国の動向を注視してまいります。

6 項めは、先日、原子力安全・保安院より報道発表がありました原子力発電所の保安活動総合評価の実施結果についてであります。

本評価は、昨年4月からの新検査制度の本格運用に伴い、プラント毎の保安活動を総合的に評価し、保安活動上の弱点などの課題を抽出し、次回の検査・審査計画に活用することを目的に、原子力安全・保安院等が行うものであります。

総合評価は、高い方から「課題なし」「軽微な課題あり」「課題あり」「重要な課題あり」「許容できない課題あり」の5段階に区分され、今回、泊発電所1号機および2号機については、下から2番目の「重要な課題あり」の評価を受けておりますが、この要因は、昨年8月に発生いたしました原子炉保護系計装の機能停止による保安規定違反によるものであります。

この中で、「課題あり」「重要な課題あり」および「許容できない課題あり」の評価を受けたプラントについては、課題の克服に向け、実効的かつ総合的な計画を立案・実施することが求められ、その成果を次年度の追加検査で原子力安全・保安院が確認を行うこととなっております。

また、新検査制度は、従来の検査と比較すると、一律の検査からプラント毎のきめ細かい検査への移行、運転中の検査の充実強化、事故、トラブルの根本原因分析への積極的な取り組みなどの面で改善が図られており、町といたしましては、今回の厳しい評価につきましても、新しい検査制度における実効性向上の一つとして捉えているところであります。

## ＜ 再 質 問 ＞

原子力発電所のことについてのえーと答弁の中で、「北電は東大出版会の「日本の活断層」に記載されている活撓曲についても、耐震設計上考慮する活断層ではないと評価しております」と、えーと答弁されておりますけれども、それはどういう内容なのか、お知らせください。

それから2つ目、えーと今回のえーと調査対象は、渡辺教授によると、標高60から30mの高度差のある段丘が含まれていないとしております。

北電の資料も、古宇川左岸の1箇所のみで、の図面しか出されておられません。

それで北電調査の残り5箇所も、の資料も公表されて、えーそれを求めます。公表を求めます。

そしてその6箇所に基づいて町としての判断を出すべきではないかと思えます。

## 【 答 弁 】

### 町 長：

1 点めは、「日本の活断層」に記載されている活撓曲について、北電は耐震設計上考慮すべき活断層ではないとしているが、その根拠は、とのご質問であります。

北電によりますと、海上音波探査記録を解析した結果、当該撓曲について、後期更新世以降の活動は認められないことから、耐震設計上考慮する活断層ではないと評価しているとのことであります。

2 点めは、北電が行った追加調査の中で、古宇郡左岸の地質調査以外の5

箇所についても公表を再度求めるとともに、これらの6箇所に係る町としての判断を出すべきではないか、とのご質問であります。

今回の追加の地質調査については、これまでの耐震安全性評価の客観性を高めデータの拡充を図るために、北電が独自に行ったものであります。

北電によりますと、今回の追加調査については公表しかつ今後国の委員会において説明し確認していただくことを考えている、とのことであります。

次に、町としての考えであります。これまで新耐震設計指針の改正に伴い、地質調査、地形調査、音波探査などを行い、現在国の専門的な委員会においてその耐震安全性評価の妥当性について審査・確認中であり、今回の追加調査については、その客観性を高めデータの拡充を図るために独自に行ったものと考えております。

これらについては、今後国の委員会において北電が説明し確認していただくことになっておりますので、この審査の中で、一定の方向性が示されるものと判断しております。

従いまして、町としてはこれらの動向を注視し、適切な対応をして参りたいと考えております。

### < 再々質問 >

え再質問の1つ目、あ再々質問の1つ目ですけれども、えーと北電の海上音波探査の記録を解析した結果、当該撓曲について後期更新世以降の活動は認められないということで、耐震設計上考慮する活断層ではないという評価をしているということですが、えー後期更新世とは何万年前のことをいっているのかということと、もう一つ、後期更新世以前のことは考慮しなくても構わないのかということをお尋ねいたします。

そしてその構わない理由について、お尋ねいたします。

2つ目は、え国はあの、北電の説明を受け確認していただく、国は北電の説明を受けて確認をするということになっているように北電は説明あの言っておりますけれども、この活断層の存在に関しては、えー北電の6月4日の説明では、町民の不安を拭い去るものではないと思います。

そして町としては、あの適切な対応をしていただきたいというふうに思います。

### 【答 弁】 町 長：

1点めは、後期更新世とは何万年前を指すかとのご質問ですが、国の新耐震設計指針によりますと、耐震設計上考慮すべき年代として後期更新世以降、約13万年前以降となっておりますので、これを指しております。

次に2点めは、この年代以前の活断層について、考慮する必要がないのかとのご質問ですが、国の示した指針に基づき行っているものであり、その妥当性については、国の審査・確認より示されるべきものと考えております。

## 2 過疎地域自立促進特別措置法の策定に向けて

次に過疎地域自立促進特別措置法の策定に向けて。

この法律は、人口現象に伴って地域社会における活力が低下し生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与するものを目的として、1970年以来10年単位の議員立法として4次にわたって制定施行されています。

岩内町の第4次制定で実施された施設設備の概要は。

次、えー岩内町での2000年から2010年までの第4次制定分、総務省令に定める過疎債の限度額はどのように定め、金額はいくらだったのでしょうか。

次、延長された過疎法のもとで、岩内町が制定できる過疎債の限度額はどのくらいを推定できますか。

これまで過疎対策事業債は、施設設備とそのための出費に限られ、7割を地方交付税で元利償還とされていましたが、自立促進法の改定で何が変わったのでしょうか。

過疎債の対象をソフト事業に拡大されたが、その内容は。

総務省は、新たな過疎対策の推進に向けての研究会で検討し、その報告（案）では、ソフト事業は地域の実情を充分把握し真に必要な対策を重点的に記述することなどが計画を策定する際に求められるとし、その上で産業の振興、生活環境の整備など10分野の方向性と事例を示しております。

その中で、交通通信体系の整備ではデマンドバス、利用者のデマンドにあわせて基本路線の外の迂回路線を経由する路線バスの運行形態コミュニティバス、乗り合いタクシーなどの運行に対する支援、バス路線の維持対策、交通弱者対策（高齢者などの生活交通の確保）などが事業例としてあります。

町長は、町民全体の利便性向上のためにも、高齢化社会に即した公共交通のあり方を検討していくことは重要と答えております。

こうしたことから、バス町内路線以外で、高齢者など町中へ買い物や、役場、病院など停留所を持つ町内一円の運行で利用者の生活を支えるコミュニティバスなど、実施対象として具体的に考え策定出来ると思いますがいかがですか。

高齢者などの保護及び福祉の向上及び増進では、居宅介護サービスの充実、高齢者などに対する配食サービスなどが事業例として提起されています。

現在、食費や宿泊費など制度の改悪で全額自己負担になり、配食サービスを控えている高齢者の安否確認をし安心・安全に暮らしてもらうための、配食サービス利用促進の策定を出来ると思いますがいかがですか。

人材育成、人材確保、地域の担い手の確保では、地域の担い手の一員としてのNPO、民間事業者などの活動への支援とあり、地域の担い手確保対策では、募集、PR費、転入者の住宅確保への支援により人口減少の著しい集落などに移住、定住し地域活動などに携わる人材を確保するとあります。

そこで、公衆浴場の確保対策では、町長は「大切な施設、検討していきたい」と答えておりますが、7月廃業などの声も聞こえ、公衆浴場は利用者にとって喫緊の問題になっています。

窮地に陥っている経営者や銭湯利用者のため、必要に迫られている公衆浴場確

保に、ソフト事業適用の方策など策定できませんか。

次、過疎債の対象をソフト事業にも広げ、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化など、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことの出来る地域社会の実現を図るための事業、過疎地域自立促進方針を、道は5月6月で策定の予定です。

この策定後、ソフト事業事例を参考に、住民要求に応じた多彩、柔軟な活用を、町の計画として策定するべきだと思いますがいかがですか。

## 【答 弁】

### 町 長：

2点目は、過疎地域自立促進特別措置法の策定に向けて、6項目にわたるご質問であります。

1項めは、平成12年度から21年度までの10年間を対象とした岩内町過疎地域自立促進市町村計画における施設整備の概要についてであります。

本計画は、前期と後期の各5年間に区分して策定しております。

この期間中に完了した主な施設整備をあげますと、いわないリゾートパークの整備、東山団地、大浜団地の建替、町道の整備、除雪車の購入、深層水の取水施設整備、消防庁舎の建築、郷土館の改修などを実施しております。

次に、2項め及び3項めについては、過疎債の限度額に関する内容であります。関連がありますので併せてお答えいたします。

ご質問にあります総務省令とは、平成22年4月に施行された過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により新たに加えられた財政上の特別措置で、ソフト事業に対する過疎債の限度額を定めたものであります。

したがって、当該限度額の算出については、改正後の新たな過疎法において適用されるものであり、その算定にあたっては、人口、面積、財政状況等を考慮して行われるものとなっております。

なお岩内町の限度額につきましては、現時点では推計となりますが、平成22年度において約6,800万円を見込んでおります。

またご質問にありました2000年から2010年度までの限度額については、特に定まったものではありません。

4項めは、新たな過疎法による過疎対策事業債の改正点についてのご質問であります。

過疎法の改正により、過疎対策事業債の取扱いについては、ソフト事業への拡充および対象施設の追加などが行われたところであります。

一方、元利償還金に要する経費については、これまでどおり地方交付税措置が行われるものとなっております。

5項めのソフト事業拡大の内容と、6項めの過疎計画策定に関するご質問については、関連がありますので、併せてお答えいたします。

ソフト事業の対象については現在のところ詳細が示されておりませんが、過疎債を活用する場合は、市町村が策定する過疎計画への搭載が必要となります。

また、ご提言も含めご質問のありましたコミュニティバス対策、配食サービス利用促進、地域の担い手確保対策、公衆浴場確保対策等の個々の施策に関しましては、昨年度に策定した岩内町総合計画の内容を踏まえ、過疎地域の振興に必要と判断される場合は、搭載すべきものと考えております。

したがいまして、これらのソフト事業については現在、策定に向け作業を進めている新過疎計画の中で、検討をしております。



### 3 一般廃棄物最終処分場・ゴミ焼却施設の移設について

次、大きく3つ目、一般廃棄物最終処分場・ゴミ焼却施設の移設について。

岩宇4町村で構成される岩内地方衛生組合は、2014年で満杯となる共和町の一般廃棄物最終処分場の移設候補地として、岩内町敷島内の町有地があげられ、先般現地視察を行ったことが新聞で報道されております。

「今後、地質や地下水を調査した上で正式な予定地とするか判断する」としていますが、町民からは心配する声相次いで寄せられております。

環境問題としては、大気汚染が心配されます。

また、岩内特有の西風によって煙が流れる場合は、風光明媚な雷電から岩内岳山麓にかけて、観光の面でも良くないのではないかと、浄水場の水源に近いことから、町民の生命にかかわる水の汚染が危惧されます。

産業への影響については、農業振興地域内であり、農業振興計画に基づいて採草地として利用しているところであり、農業振興政策の重要な変更となります。

傾斜もなだらかで草地として適地なのだから、これをつぶすことは良くないと思います。

漁業への影響について、河口までわずか1.4kmを一気に排水が流れることになり、磯焼け対策として藻場造成をやっている海岸であり、常識的に水質への負荷が減少することは考えられなく、むしろ負荷を増大させるおそれのある排水になるのではないかと。

岩宇4町村の廃棄物を積んだ車が町内を通過するが、ルートはそれほど多くなく、交通安全の問題は大丈夫なのかなどの声が聞かれます

こうした町民の不安や心配に、どのように対応していくのですか

用地の選定は、最終的に岩内地方衛生組合が決定することになりますが、岩内町は人口が多いので廃棄物量が多いから今度は岩内町が受け持つとか、4町村のまわり順で、ということではなく、4町村全体の中で、何処が最も環境に配慮したより安全・安心な適地なのかという立場で考えていくべきだと思います。

住民生活への影響、環境、産業など、あらゆる影響を調査することがまず必要であり、この点では、数箇所から10数箇所の候補地をあげて検討することが一般的な手法として理解していますが、なぜ1箇所しか候補地がないのか疑問です。

例えば、今ある施設の近隣に適地を求めるとすれば、あらたな土地の汚染を防ぎ財政的にもメリットがあるのではありませんか。

町民不在で検討が進められることは、改めるべきと思いますがいかがですか。

岩内町の住民に対して直接責任を負うのは、岩内地方衛生組合ではなく岩内町長です。

岩内町民の疑問や不安に対して、岩内町長として答弁を求めます。

#### 【答 弁】

#### 町 長：

3点めは、一般廃棄物最終処分場、ごみ焼却施設の移設についてのご質問であります。

一般廃棄物最終処分場とごみ焼却施設等につきましては一部事務組合である岩内地方衛生組合の所管事業であり、町といたしましては岩内地方衛生組合から報告を受けている範囲内でお答えいたします。

岩内地方衛生組合としては、平成26年度にも満杯になると推計されている一般廃棄物最終処分場については本年度ごみ処理基本計画を策定することとし、その候補地として岩内町・敷島内地区の土地があげられております。

現段階では、あくまでも候補地としての位置づけであり、今後地質調査をはじめ関連事項についての調査が終了した段階で正式な予定地とするかどうかの判断がなされ、その後、実務レベルの手続き及び環境調査等が平成24年度までに順次進められていくとの報告を受けているところであります。

また、このごみ処理基本計画には、最終処分場と新たなじん芥処理施設の整備についても検討される予定とのことであります。

いずれにいたしましても、ご指摘のありました様々な事項については今後岩内地方衛生組合議会の中で十分な議論と調査分析が行われることになるものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

### **< 再 質 問 >**

それから次にえーと、3つ目の大きな質問の中の一般廃棄物処分場の質問に対してですけれども、答弁では「今後岩内地方衛生組合議会の中で十分な議論と調査・分析が行われることになる」と述べておりますが、町民生活にとって非常に重要な問題であり、町民の声が十分に反映されたものになるよう、要望しておきます。